

(議長)

次に大門議員の発言を許可いたします。

「大門議員」

はい議長。

(議長)

「大門議員」

「大門議員」

私から今回一般質問は、5項目出させて頂いております。それでまず1項目目から。江差追分の普及と振興についてですが、私が言うまでもなく、日本中民謡があり、その中でも江差追分は、全国から訪れる江差町の文化であると私は思います。江差追分は言葉が通じなくても人の心を打つ、台湾から来た若い女の人が初めて聞く追分に涙を流しました。なぜだかわからないけれど涙が零れると言います。追分が落語の寄席の前に昔は流れていたと、今から20年前に江差に来た落語家の方がおっしゃっていました。でもその人は本人が聞いたのではなくて、先代の方から、親の代から親がたまたま追分を口ずさんでいた。これですねという事を来町された折りに懐かしいという事でおっしゃっていました。9月全国大会に来たご夫婦、50代。この方も孫爺さんが手漕ぎ船で沖に出て追分を歌っていたので、訪れた。

全国広い、まだまだ追分を知らない人もいます。また、聞く事で懐かしさが心に染みてこみ上げてくる人もいるかと私は思っています。私は今まさに新幹線の誘致対策にこの追分を共に各地に公演に出向く、そして江差を誘致するという事を私は今一度ここに立ち戻って考えてはいいのではないかと思います、その辺の新幹線対策も含めた追分の普及という事はいかがお考えでしょうかという事を町長、お願いします。

それともう1点。2つ目として江差追分を伝承して来ております、これはお師匠さんなのですが。私はこのお師匠さんを育成していく事は、追分会の人達の力にほとんど今は頼って来ている事が大きいと思うのです。江差にとってのこの追分は全国大会、追分セミナーと本場の追分に触れに来る、特に追分セミナーに参加される方々は本場に来てお師匠さんに指導して貰う為20年以上も通い続ける人達がいる。一度来ると再度また、と思わずにはいられない。追分によって再来町している人達、年間での経済効果は億単位だと私は思います。先生がいるから来る、今年は20代の人でも来町されていた。この人達がこれから何十年も続けていく。その為にも私は今お師匠さん方の後継者を追分会と共

に江差町にとっての財産である追分に力を合わせていくべきだと思いますが、町長のお考えをお願いいたします。

(議長)

はい「町長」

「町長」

江差追分の普及と振興についてのご質問であります、江差追分は今現在、全国に160支部、3,600人の会員を有しております。平成7年には4,670名を超え、超えた会員が18年間で約1千人減少をしている状況にあります。会員減少に歯止めをかける為にも江差追分普及振興策を推進する事が急務であり、全国各地での公演会の開催もその1つの手法として考えられなくもありません。過去には関東や関西、札幌等で開催した経緯がございますが、公演にはご案内のとおり大きな財政負担が伴います。その費用対効果等を考えた場合、二の足を踏まざるを得ないというのが実態であります。今後は北海道新幹線開業に向けた取り組みと絡め、国や道の支援も仰ぎながら随所で機会を見つけながら、追分の普及振興に努めて参りたいと思っております。

また2問目の追分後継者の育成に対する質問であります。追分の会員の減少の影には、会員の高齢化という事が1つの要因となっておりますけれども。併せて地元指導者の高齢化も進んでいるという実態もあります。新たな指導者の育成が大きな課題となっております。江差追分セミナーをはじめ、多くの愛好者が何度も江差へ来られるのは、紛れもなく江差追分の本場である江差の師匠陣に追分を習いたいのが為と思います。将来に渡り愛好者の皆さんが江差へ足を運んで頂く為にも、地元の追分関係者と対策を協議して参りたいとこのように思います。

(議長)

「大門議員」

「大門議員」

1問目はどちらも前向きに町長さんから考えて、これからいつて頂けるという事でしたので、これで1問目を終わらせて頂きます。

(議長)

2問目をどうぞ。

「大門議員」

2 問目。学校給食問題についてですが、私あまり今まで色々ご説明頂いていきますので、細かい事は言いません。それで第三者委員会の調査結果の時期は、当初から依頼され、第三者委員会が立ち上げた時からもう日程的にはいつ頃までにという事で提示されてお願いしていたのかという事の少しもう 1 度すいませんが、確認をさせて頂きたいのですが。

それと 2 点目、25 年度不正流用も第三者委員会に最初から 25 年度もありますよという事のお話の中で進まれて来ているのか。それとも今の何か 24 年度までが区切りというような事をおっしゃっていましたがけれども、この辺の兼ね合いがどうでしたのかという事。

それから 3 点目。問題解決の時期は色々なまた問題出てきましたので、当初の状況と変わって来ていると思うのですが。今の状況でどのように考えているのかこの 3 点をお聞きします。

(議長)

はい「教育長」

「教育長」

1 点目の調査時期の事でございますけれども。第三者委員会へは調査結果の時期を定めて諮問している訳ではございません。学校給食組合では 7 回の委員会の予算は組みましたけれども、7 回しかやらないとか、それ以内で収めるという事ではなくて、まあ当面 7 回の予算を組んだという事。少なければ当然補正という事にも今後なるのだろうとは思いますが。

第 1 回目の終了時点で委員長は記者会見の中で、1 月から 2 月頃に答申が出るのではないかとご発言をしておりましたけれども、2 回目の会議の中では、年度を越す場合もあるという発言をしております。ただ、第三者委員会としてその時点で答申の時期を定めたものではございません。私共とすれば 1 日でも早い答申が得られるよう全面的な協力をしていきたいとこのように考えております。

それで 2 点目の 25 年度分でございますが、25 年度分については、当初 24 年度までを不正金額として 2,783 万 5 千円出した訳でございますが、当然今年の 6 月の部分、あるいは 7 月の部分で発覚した事からすると、25 年も当初から言っておりますけれども、お金を整理したいという事を含めて、その中身については第三者委員会には概要は報告しています。それで議員協議会でも大門議員からもご質問ありましたけれども、まだ最終的な金額もう少し今詰めるところがございます。いつどのようなかたちになるのか、第三者委員会

の議論を待ちたいという風に思っております。

3点目でございますが、時期の想定でございます。1点目で申し上げたとおり、組合の方からは答申時期を定めて諮問をしておりませんので、その部分一つご理解を頂きたいとこのように思います。

(議長)

はい「大門議員」

「大門議員」

これは大体流れが同じような流れで私質問させて頂いていますが、その中で、今でいくとこの前2月が難しいと、3月なると。そうしますと、発覚してからもう半年以上かかっても答えが出ないかもしれないという事は、その事自体をまずどう考えていらっしゃるかっていうのは、長いこれはもう大変な事なのに、長い時間、短ければいいというものでもない、長ければいいというものでもない。

ですが、町の中に混乱が起きている。それは江差、あくまでも給食と、給食組合と言われてはいますが、江差町にとって江差町の住民にとって、私達の問題と捉えています。その辺の中で江差町がやはり混乱している。この混乱を長引かせる。それで絶えず何かまた出てきたという事になると、これいつになったら解決するのだろうかという事がやはり今一番不信感を、思っているのに更に不信感を抱かせているというのが今の状況。ですからこの事は、それと今第三者委員会の方に時期と、伝票ですよ。あれを確認出来るのかどうかになったらとんでもない作業だと思うのですよ。恐らく変な物が出てくるから1から伝票見なければというような状況に私はなるのではないかと思うのですけれども。そういう事も兼ね合いした場合には、やはりある程度の終結時期というのは、やはり想定しながら進めないとはこれ1年かけちゃうのですかって、6月7月までいっちゃうのですか。そうすると当初お話をしていた3月に給食費のお金も返還するというような事をおっしゃってましたよね。その辺がまた全く変わってしまうという事は説明責任というものも、私は必要だと思うのですが、この辺のところを少し教育長お願いします。

(議長)

はい「教育長」

「教育長」

私共も無暗に長い時間かければいいという考え方ではございませんけれども。

やはり議員おっしゃるとおり、あるいは住民の皆さんがやはり真相解明をして欲しいというのは私達も同じ願いでございます。そうしますと、少しの時間かかるのもこれは止むを得ないのではないのかと。ただ無暗やたらに、ずっと長くという事もこれは考えものでございまして、1つは個人的な感情、こう感覚なるかもしれませんが、年度末までには、何とかきちんとしたものがあれば、欲しいなという気持ちは持っています。ただ、その辺のところ、委員長の年度越えるかもしれないという部分には、なるべく資料収集とか、そういう分には手間かけないように何とか私共も努力をしていきたいという風に思っています。時期は私のあくまでも個人的な部分でご理解下さい。

それから返還の関係です。これは確かに出来ればまあ年度末目安にしてお返しをしたいというのは、もっと早く結論出るとかという部分もあったものですから。一定程度結論出ないと、金額の確定にもならなければ次の作業にかかれませんが、これもやはり真相の諮問した4点のうちの1つにある金額の確定という事が大事な事ですから、それらが確定した次第、取りかかっていたいという風に思っています。当初よりも少し遅れる他の事情も少しあるのですけれども、遅れるのかなとは思っていましたが、はい。

「大門議員」

はい。

(議長)

はい「大門議員」

「大門議員」

今の、これはそのお金の金額がわかればいいという事ではなくて。実際にやはりきちんとなぜ起きたかという事が、これが一番大事な事だと思うのですよ。なぜこんな事が起きたかという事。今は色々な事を調べている状況。でもその一番最初の原点のところというのは、やはりこれも第三者委員会に委ねる事なのかどうかという事と。それとその事が第三者委員会の答えを待って、それから第三者委員会が最終的に告訴という事に出てきた場合にそれを受けて、教育長確か考えるという事をおっしゃっていましたがけれども。今のこの状況からいくと、先ほど小野寺議員もおっしゃっていましたがけれども。第三者委員会、確かに今のしました。けどどうも流れが少しおかしいところ行かなくなるというところでもう1回立ち止まってやはりきちんとはこれは告訴に踏み切るべきだとかという考えは、この第三者委員会が終わらないとそういう答えも出せないという状況なのかどうか少し。

(議長)

「教育長」

「教育長」

議会の冒頭に構成町の立場で答えるようにという事でございましたので、組合長の立場で中々非常にこれ難しいところなのですが。あくまでも4点についての諮問を組合はしています。そして、真相解明という事については、当然なぜ起きたのかその辺のところまで、やはり当然我々も突っ込んで欲しいという事ございますから、出来る限りの資料等の提出はする事で進めている訳でございます。第三者委員会に組合が委ねた訳ですから、まずは第三者委員会に4つの答申を待って、それから告訴告発という事は組合の中で、十分検討して考えるものと、このように思っています。

(議長)

はい次、3つ目の質問。

「大門議員」

はい。それで少し今。

(議長)

「大門議員」

「大門議員」

はい。今のところですが一言だけ、わかりました。ただね、教育長は本当に出来るだけのお答えをしてくださっていると思っています。その中で第三者のやはり構成町であると同時に職員がほとんど江差の人方がやはりいらっしゃるという事の、同じ構成町の立場でも少し違うと思うので、その辺は教育長、主たる事務を預かっている江差町としてやはり積極的な考え方を出して頂きたいと思います。

第3問目に入らせて頂きます。学校給食のPTAの説明会についてです。この説明会の中で、ずっと私方にも説明して頂きましたけれども、流用金額は子ども達の給食費に栄養、カロリー、支障が無かったという事を説明されているのですが。どうもこれはPTAの方々も納得出来ないし私自身もやはりどうしてもわからないのですよ。それでここもう一度、申し訳ないですが答えて頂きたい。

それと2番目の給食費の値上げが必要だったのかという事もこれもPTAの中

の説明会で父兄、PTAの方からも出ていました、各地区で。それでこれに対しても、その時は少し私もこれもわかりづらいのですが。私この平成20年度に給食費を値上げした時に私もこの時、給食議会の議員の1人として賛成いたしました。それはこの時、行政報告で原油価格の高騰、バイオ燃料の需要拡大により食品食材等の価格の値上げ、パンの原材料が19年度から道産小麦100%に切り替えた事による単価アップにより、児童生徒の栄養量の確保、多くの種類の食品の提供が難しい状況。栄養バランスはもとより、地場産品をもっと取り入れたメニュー。改正幅を少なく押さえる事とし、この為ご飯も持参回数を1回増やすという事で小中学校とも200円の値上げであったと思います。本当に私は今回この金額等を見ました時に、私はこの時に本当に200円がどうだったのかという事を、この時点に少し戻るのですが、その辺教育長ご説明お願いいたします。

(議長)

「教育長」

「教育長」

子ども達への栄養価につきましては、保護者説明会あるいは給食組合の先の議会でも質疑がございました。栄養士が作成した献立表は、毎月各学校を通して子ども達に配布をいたしております。その献立表の中に、子どもさん方に渡している中には書いておりませんが、その献立表を作成する時に内部資料として栄養価であるとか、あるいはたんぱく質の量は計算がされておりました。

また、献立表どおりの給食が各学校子どもさんに提供されておりましたので、私共としますとカロリーなどの計算があったものとそういう判断をしているという事で今までお答えを申し上げて来ましたが、現在もそのように考えているところでございます。

それから次に給食費の値上げでございますが、決して経理を不正する為に値上げしたものではありません。今議員おっしゃるとおりそういう行政報告がしたのだらうと思いますけれども、当時の食材の値上げ、それから特にパンの小麦が道産品に変わったというのが大きな柱でございました。

それから、それまでに11年間、給食費を上げていなかったというのも背景にございました。そういう事で値上げを200円ずつお願いしたという経過がございます。

また、この同じ時期に檜山管内でもせたな町、あるいは今金町でも、同じく平成20年の4月から値上げをしている事からしても、決して不正の為に私共は値上げしたとそういう事は決してない。たまたま結果として平成20年から

そういう風になったので非常に私共も残念でございますけれども、決してその為の値上げではないという事を是非ご理解を頂きたいという風に思います。

(議長)

はい「大門議員」

「大門議員」

はい。これパンは1個いくらなののでしょうか。パン1個いくらなのですか。というのはこれ年間1人当たり4,800円、200円によって。それで全校生徒何人だったのかな。そうするとこのパンの分を減らしました。それから値上げしました、という事にこの誤差で生じる金額っていうのは結構ですね、実際に上がった値段は、4,800円だけではないのですよ。結構な金額になるのですこれね。そして、それなのに子ども達はジャムもバターもつかなくなってしまったと。全然少しわからないですね。それと、もしそうであればこの金額、不正額、このお金は何に使うお金だったのでしょうか。これがわかりません、このお金は、これはどちらもまともでしたと言うのであれば、この不正額のこの金額は何だったのですかと。どこに使う為のお金が流用されたのですか。何を減らしたのですか。そこのところお願いします。

(議長)

はい「教育長」

「教育長」

パン1個の値段につきましては、申し訳ありません、私手元に資料ありませんのでお答え出来ません。ジャムも付かなかったというのは保護者説明会でもございましたが。その後いつからそういうのが付かなくなったのかというのが、今回のその18年度からの不正の時の部分から付かなくなったのかどうかも、ございませんけれども。多くのそういう声があった事は事実でございます。

あるいはまた、何て言うのですか、果物何かも一切付いてないというのも実はご指摘がございました。ただ不正するのに値上げをしたという事ではなくて、じゃあ不正額が何であったのかという事になりますとこれはもう本当私共もそこ知りたいところでございまして、せつかく全家庭からアンケートも取りながら平成19年にやって20年から値上げした事が、このような結果になっているというのは本当に私共も残念でなりませんし。冒頭あったその栄養価についても、計算はしてありますけれどもというのが常に私共もやはりそこにクエスチョンマークは、絶対ないとは申し上げません。ですから一番知りたいなぜと

いうところについては私共も同じなのですけれども、不正額が何であったのかという事は明解に私の今この立場で、お答え出来かねます事を是非ご理解頂ければなと思います。

(議長)

はい「大門議員」

「大門議員」

教育長そうですね。私もそう思う。ですから教育長、当初カロリーも何も行き渡っていました。値上げも全然問題ありませんでしたという言葉に、言葉を私申し訳ないのですが、言葉尻とか言葉を捕まえて言っている訳じゃないのですけれども、そういう確定的な断定的な言葉で説明をされるから、皆疑問なのですよ。今のようにやはり段々やって、するとやはりそこだって確かだと思っていたけれども、やはり不安は残ると。私それが真実だと思うのです。そこが私はその当初から疑惑、皆が納得いかないのをただそれだけで1点張りで今まで来たという事に対して、私はこの辺もある意味では不誠実だったのではないかと思うところでこれを今改めて私は質問させて頂いているのですが教育長。

(議長)

「教育長」

「教育長」

保護者説明会等々の議論の中で、答えがおかしいのではないかと小野寺議員にも議員協議会でも言われました。確かにそういう値上げの関係あるいはカロリーの関係も私共で、自分で計算出来ればもっとう明解にご答弁出来たのでしようけれども、ただ我々とすれば資料が残っているとすれば、その段階でご理解を頂きたいとしか申し上げようないのでございまして。決して我々が今皆さんに申し上げる部分という風になると我々の事務所の中で計算されているものがありますという事と、それを信じるしかないという事で今日まで来ました。

ただ、金額が大幅にやはり減っているという、300万から500万も減っているという事を言われれば、本当に自分で計算出来ない部分が、私としても疑問が残るという事で先ほど申し上げたところでございます。

それから、値上げにつきましては結果としてその年からやられて本当に私も残念に思いますし、そしてその当時の小麦粉ですとか、その他の食材。それから9年間も値上げしなかったという事はこれは事実でございまして。そういう関係で、値上げされたものと思っておりますのでそこは是非ご理解頂ければ

という風に思います。

「大門議員」

はい。

(議長)

はい、4番目の質問。

「大門議員」

はい、議長。

(議長)

「大門議員」

「大門議員」

4番目の私の質問で、私江差町職員組織体制について。私は議員にさせて頂いた時、当初から江差町職員研修の事はずっと言い続けてきました。これはなぜならば人間形成を、職場に入ってから人間形成される分とは大きいのです。職場によって人も変わるので、どういふところにいるか、どういふやはりその中で教えを乞うかという事で、やはり一番大事な時に江差町の財政が大変だったと、その為ここ何十年ですか。はたちに、18で入ってきた人、もう30過ぎています。これくらいその社会に出てからの人間形成をする間の中で、こういうきちんとした研修を財政という中で遅れてきたという事、私は町職員にとって江差町にとっても私達町民、全てにとっても私は大きな事だと思っています。それは江差町に帰ってくるものは大きいのです、人材は知恵袋ですから皆さん。20代は20代、30代は30代、40代は40代。皆それぞれの年齢で培ってきたものの考え方、見方、違います。その中で私はずっと言ってきました。

それで今回少し見ましたら江差町職員研修規定第5条、これがまたこの江差町職員規定というのが昭和45年。昭和45年に作られたもので、それ以降何ら変わってはいないという事で。これでそんなに変わる訳ではないのかなという風に思いましたけれども、私はこの中で更に、前回確かお答え頂いたと思うのですが。お答え頂いています、新任、新人さんの職員研修。それから一般職、それから係長さんと言うのですか。私に言うと少しわかりやすくあれしたのですけれど、それから管理職課長さん。それでこれをこの方々のそれぞれの立場になった職員研修というのは、去年から少しずつ行われてきている。その前も

少し始まりました。だけどこれは、今年何回くらいやっていて、その講師とか、まあそこまで今お答え貰えるかどうかとして。研修内容はどうだったのかという事。ここでもう1回確認させて頂きたいという事と、更にこれに準ずる別途基本計画とか指針とか何かそういうものがあるのか否かという事と、まず1問目でお尋ねします。

2番目でこれに続くのですけれども、この間って私は、ひとつひとつ何年前という事は言いません。職員の不祥事がありました。その度にチェック体制がどうたらこうたらといつも同じ事、お言葉を頂いていますが。この改善策、どうやって図ってきたのか。再度ここでもう1度確認させて頂きたいと思いますのでお願いします。

(議長)

「町 長」

「町 長」

1点目の研修の質問であります。職員研修につきましては予算編成時において、各課で所管する専門的実務研修と、総務係で所管する一般研修を取りまとめて研修計画作成の上で年度初めから実施しているのが通例でございます。一般研修では新任研修、管理職研修など研修規定に則って対象者を区分しながら研修を実施している訳であります。

2点目は役場職員として、あるいは公務員としての資質の向上。倫理・モラルについての指摘と受け止めております。不祥事がある度に職員体制訓示や通知をして再発防止に意を注いでいるつもりであります。特に今回の給食費の問題、不正経理のような金銭に絡む不祥事の再発防止に対しては従前から各課に所管する団体の会計事務処理の適正について周知徹底して参りましたが、改めてルール作りをして参りたいと考えております。大門議員からの質問に答弁漏れがありましたら担当課からお答えさせていただきます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」

研修の件数関係で少し私の方から説明いたします。従来からその研修につきましては、昨年までは総務で一括というこの研修についてはですね。でも大門議員からも質問、指摘というだけではないのですけれども、25年度から所管する課の方でも色々こう研修の希望等がございますので。そういうかたちで

25年度からは分けたかたちで予算編成したというのがあります。それで24年度決算の時に私共の方で資料は提出しているのですけれども、いわゆる総務関係での研修というのは11件あるのです。これは計画的にいけます。先ほど例えば新採用の分、係長の分、中堅の分。それから管理職の、これらはこの11件の中で分けております。ちなみに新人、新採の分については、4件これは総務の方で持っている研修でございます。それから、それ以外の各課で持っている研修につきましては、これは派遣研修になりますけれども、17件ございます。これを振り分けて実施しているというのが現状でございます。

「大門議員」

はい。

(議長)

「大門議員」

「大門議員」

今、派遣研修もここですね。職員研修の中に派遣研修もいみじくも今課長さん答えて頂きました。私もそれも少し聞こうと思っていましたけれど。それで新任研修というのは、大体何ヶ月に1回とか、年何回とかでしたか。何ヶ月に1回、少ないかな。ごめんなさい、何回でしたっけ。新人研修は、1回、3回くらいでしたか。というのは例えば課長さん、管理職になる上での、管理職になる前に一般職から係長になります。係長なるときに一番そういう最初に係長になるための研修、心得。これはまず一番最初にされていますよという事と、確認ですけど。それから係長から課長になる時の課長の心得。この辺の事もきちんとされていますよね。それでそういうものは何かこうマニュアルじゃないのですけれどもあるのですか。その事は誰が教育というか、そういう心得等々を指導するのかという事、少しその辺お願いします。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」

具体的に、例えば研修の要項といいますか、基準といいますか、指針といいますか。これは江差町では持っていないのです。先ほど来、大門議員がおっしゃっていましたが規定ございますね。まあ45年というかなり古い規定でございますけれども。趣旨は、この規定に則ってという事で時代は、違ってと

やっているとは何を対象にしてやっているのか。やっていたら立て続けにこんな色々な事は、起きませんよ。こんな江差みたいに申し訳ないけれども、今ないのではないですか。不祥事続きで。私は、その辺のところをそのきちんとなるようなものを作って欲しいと。それで改善策もきちんとするべきだし、不祥事の解決策というのは見えてきません。その辺の事、もう一度。

(議長)

「副町長」

「副町長」

東村山の関係というのは少し私も記憶ないのですけれども。もしその当時の議事録でそういう発言しているのであれば、とてもまた勉強させて頂きたいという風に思います。ただ、私は研修の大事さを訴える点においては人後に落ちるものではないという風にずっと言っておりますが、研修が少ないから不祥事が発生したとかその研修の機会と不祥事の発生を無理やり連結させるというのは発想としては少しおかしいのではないのかという風に思います。不祥事があるがなかろうがそれぞれ自分の職務を果たす為に、必要な研修というのはやらなくちゃいけない。それでその為の手立てというのは、町も数年前から特別に100万単位の研修予算を計上して、研修に力を入れて来ているつもりでございます。ただ、それが100人に及ぶ全ての職員に均等に、あるいは毎年数回にわたる研修機会を町として保証出来るかどうかという事になるとそれはまた別問題であります。一生懸命努力しているのですけれども、そういう限界があるという事も事実であります。私の持論から言えば、基本的には研修というのは自己研修です。自分の金で本を買って、自分で苦しんで勉強するのが研修という事です。

(議長)

はい、4つ目、質問5番目。

「大門議員」

「大門議員」

それでこれは農林水産課、5問目ですね。農林水産等の業務についての1つ目ですが。農林水産と言ったら机上の仕事もさる事ながら、現場に出向く仕事が業務上多いかと思っております。特に水産は漁業の方々とは朝早く現場に行ったり、現場においていったら業務ガイドでないけれどもこれ頼む、あれ頼むと頼まれたら色々な事がやらなければ。これが現場、通常まあ水産課だけではなく

て現場に行くと色々な事頼まれる。それだけで終わらないという事はもうご承知かと思います。こういう関係の中で時間外命令は、どのように仕事にかけて課長さんが、課長さんこの時間外というのは課長が命令して時間外をするのですか。それともこう担当の方から今日何時、これの仕事を時間外としてやりますので承認下さいとかいうような事なのか。その辺の仕事と、兼ね合いとはどのようなになっているかという事が1つと。それから今ここは水産は技術職ですか、技術者と言うのでしょうか、何て言うのですかね、専門の事を。このここに居るその漁業関係やっていた場合の。それでこの方の位置付けみたいなものはどんな風になっているのか。今不在だと思うのですけれども、そうするとこの関係はどなたがあれしたり、この仕事はそれでやっていけるのかどうかという事も含めた中で少しお答えを教えて貰いたいのですが。

(議長)

「町 長」

「町 長」

この1点目の時間外命令の質問でありますけれど、時間外命令につきましては原則通常業務以外の業務に命令する事となります。会議、イベント、突発的な業務などが対象となりますけれども。個別具体的な業務を厳密に線引きする事は不可能であります事から、所属長が事務事業の状況を的確に把握した上で命令する事となる訳であります。

2つ目の大門議員が聞きたい内容についてはこの方は技師ではありません。事務吏員です。発令は事務吏員。技術職の位置付けについてのご質問ですけれども、いわゆる技術職員の配置は専門的な知見、あるいは法的資格等を有している事が望ましい部署に配置するのが一般的でございます。例を申し上げますと、庁舎内の部署では都市計画係とか、土木管理係に配置となっている訳であります。ただし、技術職員とはいえ、技術だけ覚えてればいいという問題ではない。小さな自治体では一般事務職員と同様の事務も合わせてこなし、事務の効率化を図っていかなければならないというのは当然の事だと思っております。以上です。

(議長)

「大門議員」

「大門議員」

はい。まあそうしますと今命令課長さん、上司が命令をして残業をするとい

う事を確認しました。それでこの件に関しまして、ここで言う遅くまでいつも仕事していたとかというような事例がよくあったのですけれども。その辺のところはこの担当課長の方ではどのようなその指導になっていたのかという事を少しお尋ねします。

それと、今の技術職でなくて事務員だという事で、話わかりました。そうしますと、当初ですけれども事務職だけれどそうするとここではどういう、前は水産に居た方がここ専門職、水産というところのその過程を経てきた方がここに居たけれども、じゃあここには一般事務の人がこの席に後に来るという事もあるという事なのですね。そうすると、この部分でじゃああれなのですか、普通の人でも今の漁業関係のアワビだとか養殖だとか色々な事やっていた専門的な事。それらはこれからも誰であってもやっていけるというような事になるのですか。なるのですか、どなたでもここに来てもなれるのかなという事と。2つほど少しもう1回確認させて下さい。

(議長)

「農林水産課長」

「農林水産課長」

それじゃあ私の方から、最初に時間外命令の関係で答弁をしたいという風に思います。確かに通常残っている時間は多かったのは事実です。でも本人からの自己申告の時間外は出ておりません。それで私からも命令は出しておりません。ですから、仕事をやっていたのか、他の業務をやっていたのかそれを私は掴んでいませんし、彼としては自己研鑽の為に、色々なデータ等を作っていたという事、これは間違いないものであります。時間外の命令については個人からの申告はありませんし私も命令は出していないという事です。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」

いわゆる技術的に持っているとか、あるいは先ほど知見という言葉の有しているとかというそういう方、そういう職員がどこに配置する、どういう風に配置するのだというのはこれは全体的な、町の配置計画の中で考えていくのですけれども。

ただ、実際に今の例で言いますと水産係がこういう江差町の、漁業振興とか色々な今やっている最中に、やはりそういう知識を持った職員が必要だという

判断であればこれを配置するというのがやはり望ましいというのがこれは従来からのかたちでございますので、そういうところはそこばかりじゃなくて色々あるのでしょうけれど、それは全体配置の計画の中で、実施していくという考えでございます。

(議長)

いいですか。

「大門議員」

3 問目。

(議長)

「大門議員」

「大門議員」

はい。時間外命令に関しまして。それじゃあ、あれなのですか。庁舎にその仕事を終えて勝手にというかその何時までも居るという事は、それは OK というか別に問題ない事なのですか。時間外ではないのだけれどもずっと残っているという事を課長自身は認識していたけれども、それは別に注意する事ではなくて問題のない事だという事の確認でいいのかという事をまず 1 つ。

それから、今私少し農林水産の総務課長さんお答えして頂いたので、この技術職というか他の課では、都市計画で色々なところでは技術とかありますと、そういう配置。町長さんもおっしゃって頂きました。

それでその中で私あのやはりこの技術される方と、それから事務と必ずこう本当の専門事務みたいな方と、どう見てもこうちょうど良くっていうか、こう 2 人クラス、2 人でどこかこう配置されるように思うのですよ。例えば建設課なんかでもそうですけれども。そうしますと結構、これ町長にあれなのですから、答えて頂ければ有り難いのですけれども。結構現場の仕事、こう土木屋さんだとか。結構しょっちゅう何かあつたら朝でも夜でも飛びださなければならぬと。そうすると現場に行くというのがすごく多いのですよ。

それでそうされると今度それを持って帰ってきて机でまた色々な書類を起こさなければならぬ。そうするとそういう時に私はある程度の、こういう技術の人方というのはもう江差町は昔から見たらもちろん工事量も少なくなってきたから、技術職も少なくなりましたと。だからかかる負担もある程度 1 人で処理しなければならぬと、専門分野ですから。そういう事が多くなっていると。そうするとある程度その下につけるといいうかその事務をある程度出来る

人が、言ったらやってくれるような人が経験年数のある人と言ったらいいのですか、早く言うと。そういう人をこうやはり配置するっていう事がやはり色々な意味でのこの時間外に関してもある程度スムーズに今回のこの問題に、中に私は含まれていると思うのですが。そういう事がスムーズに流れて居残りしなくて済むという方法が少し大きくあるのではないかと思うのですけれども、少しその辺を、答えて頂ければ有り難いです。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」

先ほど私全体と、計画の中でという事、まあそれに尽きるのですけれども。職員も、従前からずっとこう考えて見ますと、ここ何年ですか。10年くらいで30人とか40人が減っているという。職員の数にもやはり限度があるなど思っていますので、今の技術職プラス、係という事はやはり全体配置計画の中で、やって行かざるを得ないという風に思っていますのでご理解をお願いします。

それから1問、先にありました。時間外といいますか、遅くまで残っているという事の職員ですね。冒頭で町長の説明の中で時間外と、公務と公務外というのは中々線引き出来るというのがありますけれども、それは少し難しいところがはっきり言ってありますので、これは例えばの話ですけれども、公務外で、地域のボランティアの事を少しやっていたとか。パソコン叩いていたとか、それは許せるというか許容の範囲かという風に私共は思っています。ただ、私は、最終的に日誌というのがございます。庁舎内ですね。これ最後に見る事になっていますので、誰々が遅くまで居るといのは私の方で把握して何かあれば、これ課の方の課長さん方と少し連携とってしまして、少しこう遅くまでいるぞというくらいの、情報は提供しているつもりでございますのでご理解をお願いしたいと思います。

(議長)

以上で大門議員の一般質問を終わります。